

【特記事項】（農業用 LED 電球レンタル契約に関する重要なお説明）

本書は、「農業用 LED 電球レンタル契約書」の内容について、特に重要な点を分かりやすくご説明するものです。契約書本文とあわせて必ずご確認ください。

■1. 契約の形態について本契約は、LED 電球を「購入」するものではなく、「レンタル（貸与）」する契約です。レンタル期間中の LED 電球の所有権は、貸主にあります。

■2. 契約期間と自動更新について ・契約期間は 1 年間です。 ・期間満了日の 1 か月前までに解約の意思表示がない場合、自動的に更新されます。 ・自動更新は最長 5 年間までとなります。

■3. レンタル料について ・レンタル料の金額および支払方法は、別紙見積書に記載されています。 ・レンタル料には、LED 電球の使用料および通常使用における LED 電球本体の不具合対応費のみが含まれます。 ・設置工事費、初期調整費、定期点検費、電源工事費等は含まれておらず、借主様のご負担となります。

■4. 設置・保守について ・LED 電球の設置工事、初期調整、電源工事、設置環境の整備は、借主様の責任と費用で行っていただきます。 ・日常的な点検、清掃、管理についても借主様にて行ってください。

■5. 無償対応となる不具合について ・通常の使用状態で発生した LED 電球本体の自然故障や製造上の不具合については、貸主が無償で修理または交換を行います。 ・配線、電源設備、設置環境、誤使用、天災等が原因の不具合は無償対応の対象外となります。

■6. 中途解約について（重要） ・契約期間の途中で解約することは可能です。 ・ただし、当該年度分としてすでにお支払いいただいた年額レンタル料は、理由のいかんを問わず返金されません。

■7. 5年満了後の無償譲渡について（重要） ・契約が5年間満了し、レンタル料の未払いがない場合に限り、6年目開始時点でLED電球は無償で借主様に譲渡されます。 ・5年満了前に契約が終了した場合、無償譲渡は適用されず、LED電球は貸主へ返却していただきます。

■8. 農作物への効果について本LED電球は、栽培環境の補助を目的とするものであり、作物の収量・品質・経済的効果を保証するものではありません。

■9. ご不明点について内容についてご不明な点がございましたら、ご契約前に必ず貸主へご確認ください。

2026年5月 アスター株式会社